

土木工事特記仕様書（令和7年6月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

- 第3条 当初請負額が 500 万円以上 3,000 万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が 500 万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。
- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。
- (1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行わ

れた場合

- (2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
- (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

第4条 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ～ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

第5条 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第6条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

（資材価格高騰に対する特例措置）

第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

第8条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第9条 本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第10条 本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の対象工事である。

2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CCUS活用推奨モデル工事）

第11条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/>

（CIM活用工事【受注者希望型】）

第12条 本工事は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図り、受発注者の生産性向上を目的とした「CIM活用工事（受注者希望型）」の対象工事であり、別に定める

「CIM 活用工事試行要領」を適用する。

CIM活用工事試行施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7302939/>

（担い手確保モデル工事【現場閉所型・発注者指定型】）

- 第 1 3 条** 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（現場閉所型・発注者指定型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で月単位の週休 2 日に取組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第 9 条第 1 項（1）による。

担い手確保モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

（本工事の特記仕様事項）

- 第 1 4 条** 本工事における特記仕様事項は、別紙のとおりとする。

特記仕様事項

第1章 総則

(運用の範囲及び仕様書の遵守)

第1条 本仕様書は「R7徳土 大谷川 松・中喜来 排水機場機械設備修繕工事（担い手確保型）（以下「本工事」という。）」に適用するものとし、本仕様書のないように疑義を生じた場合は、監督員に確認を行うものとする。

なお、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上具備すべきものについては当然これを充足するものとする。

(工事施工場所)

第2条 工事の施工場所は次のとおりとする。

- (1) 徳島県板野郡松茂町中喜来 大谷川排水機場

(工事概要)

第3条 本工事における工事概要は、次の各号にあげる通りとする。

- (1) 燃料屋外貯蔵タンク更新 一式
- (2) 燃料地下貯蔵タンク廃止 一式
- (3) 消防法に基づく申請書類作成及び届出 一式

(諸法令の遵守)

第4条 受注者は、本工事の施工にあたり、次の各号に掲げる関係法令及び工事に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、請負者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 電気設備技術基準
- (2) 内線規程
- (3) 消防法
- (4) 消防法施工令
- (5) 危険物の規制に関する政令
- (6) 危険物の規制の関する規則
- (7) 危険物の規制に関する技術上の基準の細則を定める告示
- (8) 地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指針
- (9) 徳島市火災予防条例
- (10) その他の関係法令等

第2章 規格

(適用規格)

第5条 本工事における設計及び製作並びに材料等の品質規格は、設計書に定めるもののほか、次の各号に掲げる規格に適合したものとする。

ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 徳島県土木工事共通仕様書 [徳島県]

- (2) 機械工事塗装要領 (案)・同解説 [国土交通省]
- (3) 機械工事施工管理基準 (案) [国土交通省]
- (4) 日本工業規格 (J I S) [日本規格協会]
- (5) 日本電気工業会標準規格 (J E M) [日本電気工業会]
- (6) 日本電気学会電気規格調査会標準規格 (J E C)
- (7) 日本電線工業会 (J C S)
- (8) 電気設備技術基準
- (9) 労働安全衛生規則
- (10) その他の関連法規・基準等

第3章 施工

第1節 設計及び製作

(一般事項)

第6条

- (1) 製作機器は使用条件を満足し、かつ既設備と十分に強調のとれたものとするとともに、耐久性に優れた信頼性の高いものでなければならない。
- (2) 製作完了後、工場内で諸試験を行い、不適当な箇所が発見された場合は、直ちに修正又は取替を行い、支障のないことを十分に確かめなければならない。
- (3) 消防法に基づく貯蔵タンクの完成検査前検査については、製作工場の行政機関において検査を受け、タンク検査済み証の交付を受けておくこと。
- (4) 地域環境を考慮し、できる限り将来リサイクル可能な材料を選定するとともに、設計においては十分に配慮しなければならない。

(既設機器の仕様)

第7条 既設設備の仕様は次のとおりである。

- (1) 燃料地下貯蔵タンク (廃止)
 - ア 形式 燃料地下貯蔵タンク
 - イ 基数 1基
 - ウ 危険物の種類 第四類第三石油類 (重油)
 - エ 貯蔵数量 5,000ℓ
 - オ タンク構造 横置円筒形 (φ1,750×L5,000mm)

(新設機器の仕様)

第8条 新設する設備の仕様は次のとおりである。

- (1) 燃料屋外貯蔵タンク (新設)
 - ア 形式 燃料屋外貯蔵タンク
 - イ 基数 1基
 - ウ 危険物の種類 第四類第三石油類 (重油)
 - エ 貯蔵数量 7,460ℓ
 - オ タンク構造 L3,430×B2,445×H1530 mm

カ	タンク材質	鋼製タンク	(J I S G3101 SS400)
キ	タンク基礎等	現場打鉄筋コンクリート造	t = 800 mm 1基
ク	送油配管径	25A	
ケ	返油配管径	40A	

第2節 現場工事

(現場工事一般事項)

第9条

- (1) 受注者は、現場工事の施工に際し、十分な経験を有する技術員が適用規定等を遵守の上施工し、工事対象外設備の運用に支障を及ぼすことのないよう留意しなければならない。
- (2) 受注者は、本工事の現場作業の着手に際し、あらかじめ作業手順及び施工方法等について監督員と協議を行わなければならない。
- (3) 受注者は、本工事に必要な荷受け、仮置き等の場所として構内を使用する場合は、事前に監督員の許可を得て使用し、許可された場所以外を使用してはならない。
- (4) 現場工事に必要な測定及び調査は全て受注者の責任において行い、その不良による手戻りを生じた場合は、受注者の負担により解決しなければならない。
- (5) 設備機器の運転、停止及び開閉操作等は監督員が行うものとする。ただし、監督員の許可を得た場合はこの限りでない。
- (6) 本工事中に受注者は、作業の安全性の確保のため、表示板、安全区画等の対策を講じなければならない。
- (7) 本工事中に受注者は、既設建造物及び諸設備に損傷を与えないように留意しなければならない。万一損傷を与えた場合は、監督員の指示に従い受注者の責任において、原形復旧を行わなければならない。
- (8) 受注者は、工事終了後、速やかに工事現場の整理、整頓を行わなければならない。

第10条

- (1) 受注者は、本工事の着手時に所轄消防署に地下燃料タンク設備から屋外貯蔵所設備へと変更手続きをおこなったのちに、既設地下タンクの廃止手続きを行なう。
- (2) 既設燃料地下貯蔵タンクの廃止
 - ア 「地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指針」に準じて作業を行なうこと。
 - イ 廃止タンクは、燃料抜き取り後洗浄し砂を充填して廃止すること。
- (3) 新設燃料屋外貯蔵タンクの据付
 - ア 新設タンク下部に脚部固定金具（付属品に含む）を取り付け、基礎コンクリートにアンカーボルト（M22×L200以上、据付材料費に含む）で固定すること。
 - イ 新設タンクに「火気厳禁」、「危険物の類別」、「危険物取扱所」を記載した表示板を取り付けること。
- (4) その他

その他の現場工事詳細については、設計図書による。

第4章 検査及び試験

(現地検査及び試験)

第11条 新設する機器の現地立会検査及び試験は、次に掲げる項目について行なうものとする。

なお、その結果、不合格と判断されたものについては、速やかに改善又は補充し、再確認を受けなければならない。

(1) 燃料屋外貯蔵タンク 検査項目

ア 外観寸法検査

イ 漏えい検査

ウ 動作試験

※機場内の全燃料系統機械までの空気抜を行い、連動運転の確認をおこなうものとする。

(2) 排水機場総合試運転

受注者は、本工事の完了後に吸込槽の水位を確認したのち主ポンプ実負荷運転を行い、本排水機場の機能が正常であることを確認すること。